

★ フェニックス共済 Q&A

これ以外で不明な点がありましたら、お気軽に（財）兵庫県住宅再建共済基金にお問い合わせ下さい（☎078-362-9400）。ホームページにも詳細なQ&Aを掲載しています（<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>）

共済負担金額（掛け金）は？

☆加入初年度は月額5,000円に3月までの月数を乗じた額（上限5,000円）

（初年度負担金の例）

4月加入…5,000円 2月加入…5,000円×2ヶ月=1,000円

☆2年目以降は月額5,000円です。

☆翌年度以降の共済負担金を3年分以上まとめてお支払いの場合は1,000～5,000円の割引があります（複数年一括支払割引）。

再建しないと給付金が出ないの？

☆自然災害で半壊以上の被害があった場合に、住宅を再建または購入すれば、600万円
住宅を補修すれば、被害の程度に応じて50～200万円、
再建・購入・補修をしない場合にも、10万円が給付されます。

被害認定はどのように行うの？

☆被災住宅の所在する市（区）町が、全国の統一基準をもとに被害認定を行います。全壊、大規模半壊、半壊の被害の程度は下表のとおりです。

	損壊部分の床面積の割合	経済的被害の割合
全壊	住宅全体の70%以上	住宅全体の50%以上
大規模半壊	〃 50～70%	〃 40～50%
半壊	〃 20～50%	〃 20～40%

マンションの加入のメリットは？

☆共用部分の補修を負担（修繕積立金での支払い含む）した場合にも、補修給付金を給付します。

☆被災マンションを出て、他の住宅を購入した場合にも再建等給付金を給付します。

賃貸住宅も加入できるの？

☆賃貸住宅は、オーナーの方が加入できます。

☆所有されている住宅の戸数を上限として、何戸分加入するかを選べます。

店舗併用住宅や、寺社に住居が併設されている場合は？

☆建物のうち、居住の用に供する部分について加入できます。

2世帯住宅や同一敷地内に複数の住宅がある場合はどうなるの？

☆各世帯（住宅）が、構造上分離された別の住宅である場合には、それぞれ1戸の住宅として加入できます（負担金もそれぞれ必要になります）。

1口しか加入できないの？

☆1住宅に対し、1口しか加入できません。

住宅を共有している場合はどうなるの？

☆1住宅に1口しか加入できませんので、共有名義人のうち1名が代表としてご加入下さい（申込書の「共有名義人の有無」欄で、「有」に○）。

相続した住宅の名義を書き換えていない場合や未登記の住宅はどうするの？

☆相続した住宅の名義を書き換えていない場合も、実質的な住宅の所有者であれば制度に加入できます。

☆共済給付金の請求時には、登記事項証明書に加え、加入者が相続人であることを証する資料を添付して下さい。

☆未登記の住宅についても、実質的な所有者であれば加入できます。共済給付金の請求時には、登記事項説明書に替えて、家屋固定資産税課税台帳や、補充課税台帳など、その所有者を確認できる書類の提出が必要になります。

加入日はいつ？

☆郵送の場合、申込書が共済基金に到達した日です。

☆郵便局の窓口で申込みの場合は、申込日が加入日です。

☆インターネット申込みの場合、お申し込みの翌日が加入日となります。（共済契約は加入日以降の自然災害が対象です）

共済負担金の支払日はいつ？

☆口座振替の場合は、申込書が共済基金に到着した日の翌月27日、クレジットカード支払の場合は、カード会社からの請求書記載の日口座から引き落とされます。

☆毎年度支払を選ばれた場合の翌年度分のお支払いは、口座振替の場合は次の3月27日（3月加入の場合は4月27日）、クレジットカード支払の場合は4月以降にカード会社から請求があり、口座から引き落とされます。